

令和 6 年度全国年金委員研修

在職老齡年金

令和 6 年11月11日
日本年金機構
年金給付部

1. 在職老齢年金の仕組み

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、基本月額と総報酬月額相当額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「**在職老齢年金**」といいます。

(1) 在職老齢年金の計算方法

基本月額

⇒ 加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額※
※特別支給の老齢厚生年金についても同様です。

総報酬月額相当額

⇒ （その月の標準報酬月額※） + （その月以前1年間の標準賞与額※の合計） ÷ 12
※70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が50万円以下ですか？



在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額＝

基本月額－（**基本月額**＋**総報酬月額相当額**－50万円）÷ 2

(2) 支給停止期間と支給停止額

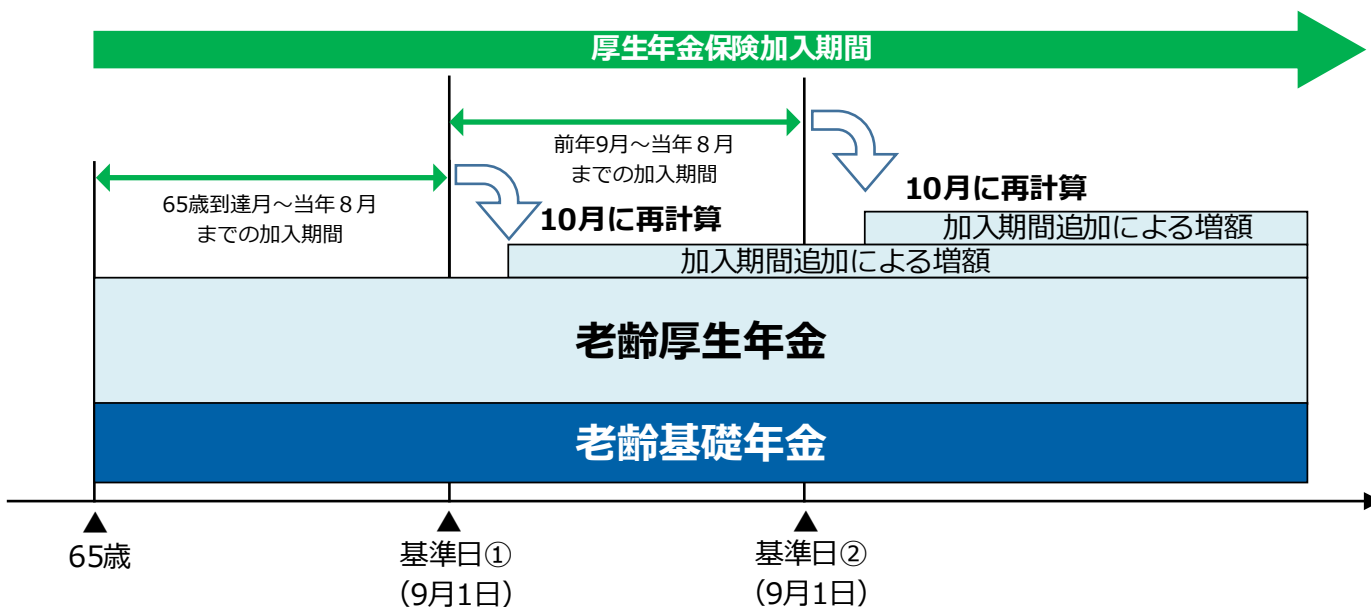
- **基本月額と総報酬月額相当額の合計額が50万円**を超えている期間が支給停止となります。
- 支給停止額は、総報酬月額相当額が変わった月または退職日等の翌月※に変更されます。
※退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入した場合を除きます。
- 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。
- 老齢基礎年金および繰下げ加算額は、全額支給となります。
- 65歳以降に支給される経過的加算額は、全額支給となります。
- 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。
- 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。

2. 在職老齢年金を受けている方の年金額改定

(1) 在職定時改定

基準日（9月1日）において被保険者である受給権者の老齢厚生年金について、毎年、基準日の属する月前の被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（10月）に年金額の再計算を行います。これを「**在職定時改定**」といいます。

毎年、基準日の属する月前の厚生年金保険加入期間を追加し、年金額の再計算が行われます。
なお、在職定時改定の対象は、65歳以上70歳未満の方に限られます。



2. 在職老齢年金を受けている方の年金額改定

(2) 退職改定

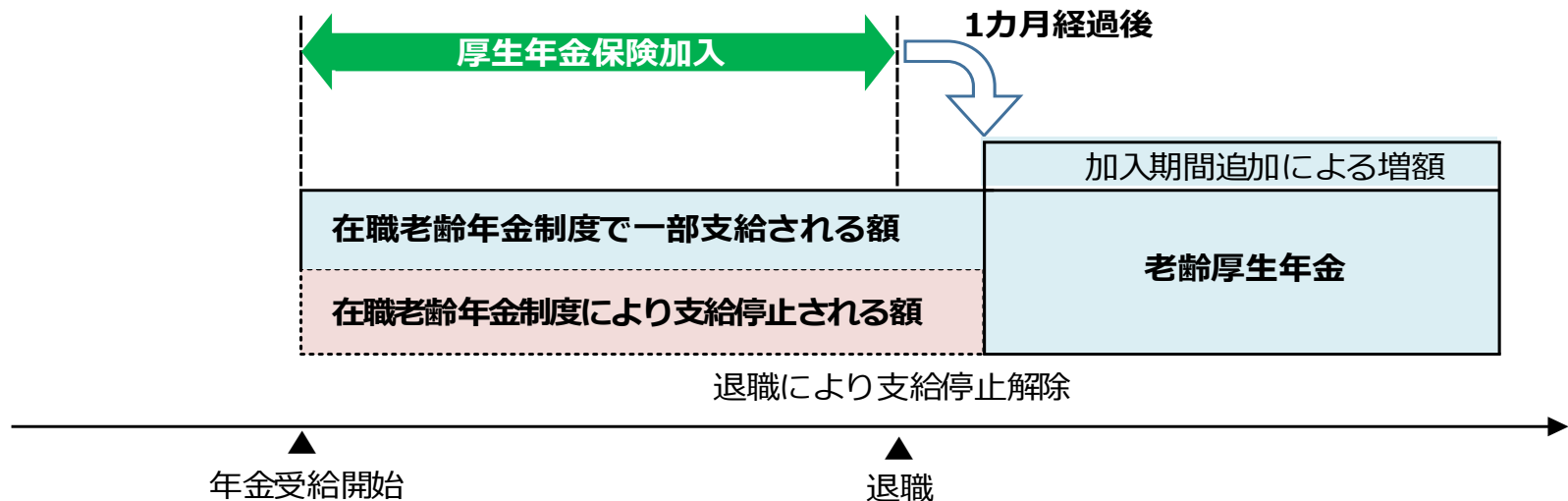
厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている方が、退職して1カ月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から見直されます。これを「**退職改定**」といいます。

年金額の全部または一部の支給停止がなくなり、全額支給されます。

年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険加入期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき（転職など）は、退職改定は行われず、引き続き在職老齢年金としての支払いが行われます。

70歳到達時も同様に、70歳に到達した翌月分の年金額から見直されます。



3. 適用拡大に伴う老齢厚生年金に係る経過措置（令和6年10月施行）

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月1日から特定適用事業所の企業規模要件が見直され、短時間労働者について適用拡大が行われます。

○ 特定適用事業所の企業規模要件見直し

（現行）被保険者の総数が常時101人を超える事業所

（改正）被保険者の総数が常時51人を超える事業所

（1）経過措置の内容

① 現行の取扱い

65歳未満の老齢厚生年金の受給者で障害者※1または長期加入者※2特例に該当している者（以下「障害・長期加入特例該当の受給者」という。）は、報酬比例部分の支給開始年齢に合わせて定額部分も支給されますが、厚生年金保険の被保険者となっている場合は、定額部分が全額支給停止となります。

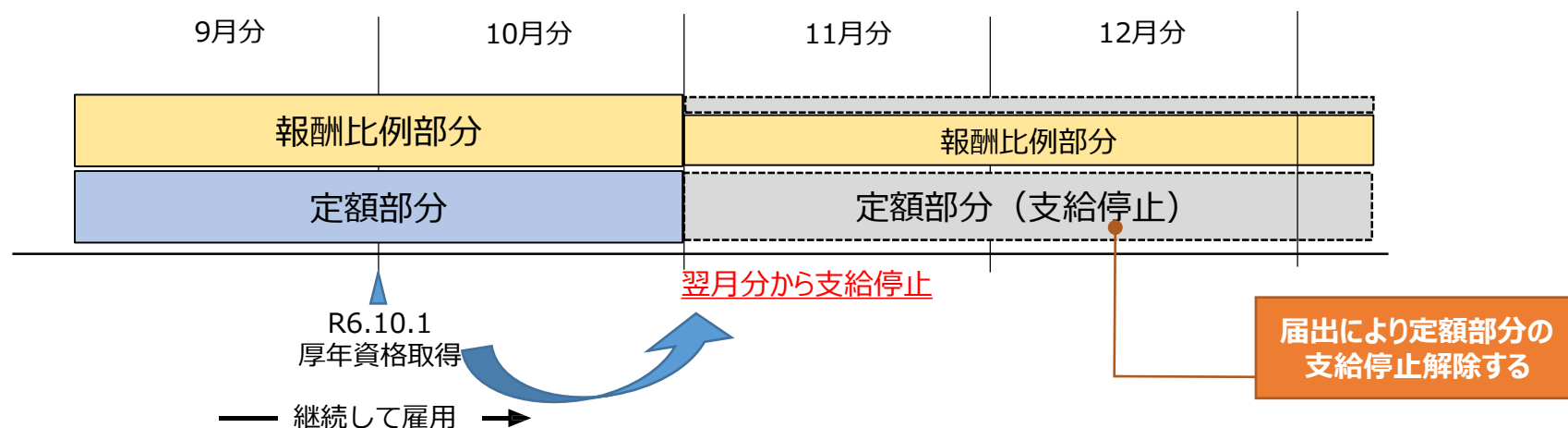
※1 障害厚生年金の1級から3級に該当する障害

※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上（共済組合等の期間は含まない）

②経過措置の内容

適用拡大により令和6年10月1日に被保険者となった障害・長期加入特例該当の受給者が、法施行日（令和6年10月1日）前より引き続き同じ事業所で働いている場合、**届出**を行うことにより**定額部分の支給停止を行いません**。

※なお、報酬比例部分は支給停止調整額（50万円）の基準により支給停止対象となります。



③経過措置の対象者

次のいずれにも該当する方が経過措置の対象となります。

- ・令和6年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している
- ・令和6年9月30日以前から同じ事業所で引き続き使用されている
- ・被用者保険の適用拡大により令和6年10月1日に厚生年金保険の被保険者となっている

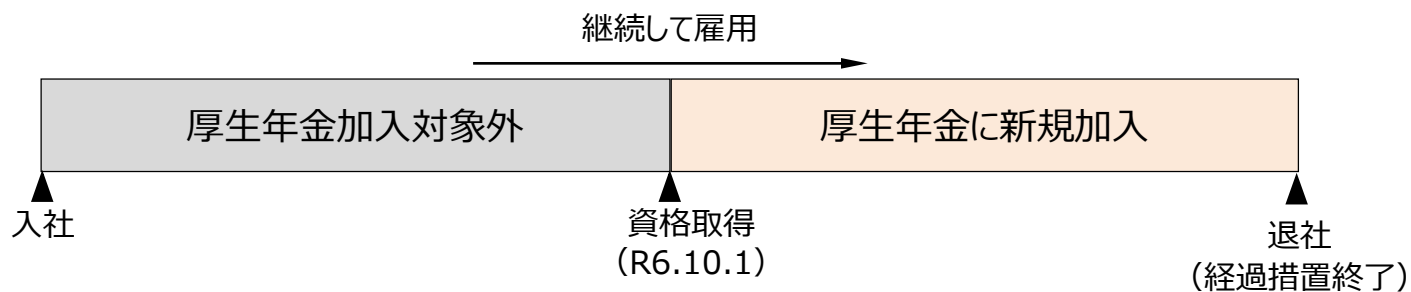
④経過措置の終了時期

経過措置は、施行日から引き続く被保険者資格を喪失した時点で終了します。

（※定年再雇用、支店間異動の同日得喪についても経過措置は終了します。）

ただし、日本年金機構又は適用事業所における厚生年金保険の事務処理の必要性から、便宜的に被保険者資格の喪失が処理されたもの（社会保険の一括適用がされた場合等）については、経過措置を継続します。

【経過措置の対象となる場合】



※令和6年10月1日の新規入社により資格取得する場合は、経過措置対象外。

(2) 経過措置対象者の届出

経過措置の対象となる本人が「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」（機構ＨＰ掲載）を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

なお、提出の際には令和６年９月３０日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明が必要となります。

令和６年１１月中旬から、経過措置の対象となる可能性のある方については、手続きのご案内を順次お送りします。

障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届			
（特別支給の老齢厚生年金等の受給権者であって障害者特例や長期加入者特例に該当している方のうち、令和６年９月３０日以前から引き続き同一の事業所に勤務している方が、短時間労働者にかかる厚生年金保険の適用拡大に伴い令和６年１０月１日に新たに被保険者となった場合に、在職支給停止の一部を解除するときの届）			
受給権者記入欄	① 個人番号（または基礎年金番号）および年金コード	個人番号（または基礎年金番号） 年金コード	
	② 生年月日	昭和 年 月 日	
	③ 受給権者の氏名	姓 名	
	④ 受給権者の住所	〒 -	
		(電話番号) - -	
事業主証明欄	上記の受給権者について、令和６年９月３０日以前から引き続き当事業所において勤務していることを証明します。		
	令和 年 月 日		
	事業所所在地		
	事業所名称		
	事業主名		
電話番号 ()-()-()-()			

受給権者記入欄

<記入内容>

〔受給権者記入欄〕

- ・個人番号（基礎年金番号）および年金コード
- ・生年月日
- ・受給権者の氏名
- ・受給権者の住所

〔事業主証明欄〕

令和６年９月３０日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明要（押印省略）

なお、引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類（給与明細、雇用契約書等）の写しを添付する事でも代替が可能。

引き続き勤務していること の事業主証明欄